

労働政策審議会 雇用環境・均等分科会（第89回）	参考資料1
令和8年1月20日	

労働施策の総合的な推進並びに労働者の雇用の安定及び職業生活の充実等に関する法律等の一部を改正する法律の施行に伴う関係政令の整備に関する政令案等に関する意見募集（パブリックコメント）に寄せられた御意見について（令和7年12月11日から令和8年1月9日まで実施）

「労働施策の総合的な推進並びに労働者の雇用の安定及び職業生活の充実等に関する法律等の一部を改正する法律の施行に伴う関係政令の整備に関する政令案」について

○意見数 1件

○主な意見

- セクハラ等で被害を訴えた労働者に対し不利益措置を講じるなど政令で定める法律の規定に違反し、公表等の措置が講じられた場合、再発防止策を講じた企業等には救済措置を設けてもいいのではないか。

「労働施策の総合的な推進並びに労働者の雇用の安定及び職業生活の充実等に関する法律等の一部を改正する法律の施行に伴う厚生労働省関係省令の整備に関する省令案」について

○意見数 3件

○主な意見

- 以前から学生に対するセクハラ行為など問題となっていたため、法的に対応を取ることは必要。有効的な施策となるように細部を詰めてほしい。

「事業主が職場における顧客等の言動に起因する問題に関する雇用管理上講すべき措置等についての指針（案）」について

○意見数 10件

○主な意見

- 「労働者」の中に、業務委託を受けている個人事業主を含めるべき。
- 地方公共団体の職員に対する議員の言動は「顧客等の言動」に該当するかを明らかにすべき。
- 「社会通念上許容される範囲を超えた言動」について、もっと例を示すなどして、わかりやすくすべき。
- 本指針は、主に消費者（個人）がカスハラを行うケースを想定していると思われるが、会社対会社の対応も重要である。

- ・ 「事業主は…行為者に必要な懲戒その他の措置を講ずることが望ましい」とあるが、カスハラをしないよう労働者に指導すること等も追記すべき。
- ・ 正社員とアルバイトで顧客への対応が異なる場合があり、カスハラを防ぐために従業員教育を徹底するべき。
- ・ 労使・顧客のバランスを重視し、お互いを思いやる心を育むことが必要。
- ・ 行為者に対するペナルティを設けるべき。

「事業主が求職活動等における性的な言動に起因する問題に関する雇用管理上講すべき措置等についての指針（案）」について

○意見数 5件

○主な意見

- ・ 求職者が事業主によって足下を見られやすい構造を改め、不当な行為をする事業主等は淘汰されるような社会を作っていくことにより、求職活動等におけるセクハラ等をなくしていくべき。
- ・ 求職者が性的な言動と判断した場合、求職者自身による警察への通報を義務化すべき。

「労働施策の総合的な推進並びに労働者の雇用の安定及び職業生活の充実等に関する法律等の一部を改正する法律の施行に伴う厚生労働省関係告示の整備等に関する告示（案）」について

○意見数 2件

○主な意見

- ・ ハラスメント対策を企業に義務付けたことで、国からの支援を削ることはせず、きちんと公的支援を受けられるような体制を確保していただきたい。